

伊予市制 10 周年記念事業 実施計画書

伊予市制 10 周年記念事業準備委員会

平成 26 年 11 月

1 冠（名称及びシンボルマーク）

伊予市制 10 周年記念事業（以下、「記念事業」という。）において使用する冠として、名称を「伊予市制 10 周年記念（事業）」とし、シンボルマークは市章を使用する。

なお、名称のフォントは原則、ゴシック体とする。

例)



または



2 記念事業の実施形態

(1) 記念式典事業（市主催）

新市誕生からの 10 年間の歩みを振り返り、市制 10 周年を祝うとともに、これから未来に向けた新たな伊予市の出発となるための起点として記念式典を実施する。

(2) 記念特別事業

市制 10 周年を記念して、市主催事業を実施するほか、団体・企業等が主催する新規事業への財政的援助を行うなど、次の 3 事業を展開し、市民に対し市政への関心を高めてもらうとともに、地域の活性化等を図る。

① 市民提案事業（市主催）

市が記念事業を実施するにあたり、事前に市民や団体から、市でやってほしい事業（行事）など、アイデアを募集。その中からふさわしいアイデアを採用して行う。

② 市民協働事業（団体・企業等主催）

任意団体や市民団体、企業等が主体的に提案し、自ら実施する新規活動に対する提案を募集。市制 10 周年記念事業としてふさわしいものに対し、予算の範囲内において市が補助金を交付する。

③ 冠事業（団体・企業等主催）

任意団体や市民団体、企業等が例年実施し、かつ、市制 10 周年記念にふさわしい事業等に対して、印刷物や看板等に冠の使用を認定する。

(3) 広報・宣伝事業

市の広報媒体等を使用して、市制 10 周年記念を市民に周知するとともに、マスコミや民間情報誌等にも紹介・掲載協力を依頼し、伊予市の PR を図る。

(1) 記念式典事業（市主催）

趣旨	新市誕生からの 10 年間の歩みを振り返り、10 周年を祝うとともに、これから未来に向けた新たな伊予市の出発となるための起点として、記念式典を実施する。
式典内容	【第 1 部（式典行事）】約 30～40 分程度 ・挨拶、表彰等 【第 2 部（企画行事）】約 45 分程度 ・シンポジウム形式
開催日	平成 27 年 10 月 4 日（日）
会場	ウェルビア伊予
参加人数	約 250 人程度

(2)－① 市民提案事業（市主催）

趣旨	市が主催する記念事業に関し、 <u>市民（市職員も含む）や各種団体等から市制 10 周年にふさわしい事業（行事）のアイデアや意見を広く募集し、記念事業や市政に対して、市民に関心を高めてもらう。</u>
募集内容	記念事業の主体的な提案やアイデア、工夫などについて募集する。ただし、次の事項の条件を付すものとする。 (1) 公序良俗に反しないもの (2) 政治的もしくは宗教的目的をもたないもの (3) 特定の参加者を対象とせず、広く市民が参加できるもの (4) 平成 27 年度中に実施可能なもの
応募資格	伊予市に在住、在勤、在学の方。個人・団体は問わない。
応募方法	指定応募用紙に必要事項を記入し、期間内に市総務企画課へ提出する。
募集期間	平成 27 年 1 月 5 日（月）～平成 27 年 2 月 13 日（金）
応募内容の選考方法	準備委員会において検討（選考）後、推進本部で決定。
採用件数	予算の範囲内で採用し、市が実施する。

(2)一② 市民協働事業（団体・企業等主催）

趣旨	各種団体や市民団体、企業等が主体的に提案し、自ら実施する新規活動に対する提案を募集。市制 10 周年記念事業としてふさわしいものに対し、予算の範囲内において市が補助金を交付して支援する。
対象事業	次のすべてに該当すること。 (1) 新規事業であること (2) 団体自らが事業を実施すること (3) 市内で開催する事業であること (4) 市制 10 周年記念として実施する事業であること (5) 平成 27 年 5 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日までの間で実施できる事業であること ただし、次のいずれかに該当するものは認めない。 (1) 公序良俗に反する事業 (2) 政治的、宗教的、思想的活動等を目的とする事業 (3) 営利を目的とする事業（市の振興に寄与すると認められる事業を除く） (4) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が関与している事業 (5) その他、市が適当でないと認める事業
応募資格対象	次のいずれかに該当する団体であること (1) 市内で活動する団体 (2) 構成員の相当数が、市内に在住する人で組織する団体 (3) 伊予市内で活動実績のある企業及び特定非営利活動法人
補助額	1 事業当たり補助対象経費の 10 分の 8 以内の額（補助額上限 40 万円） ただし、次の経費は認めないこととする。 (1) 関係者による反省会や慰労会などの飲食 (2) 申請団体の日常的な運営経費 (3) 建物や備品などに要する経費（会場使用料を除く） (4) その他、市が適当でないと認める経費
認定のメリット	・冠の使用 ・広報「いよし」、市ホームページでの周知、P R
応募方法	事業計画書に必要事項を記入し、期間内に市役所、各地域事務所窓口へ提出する。
募集期間	平成 27 年 1 月 5 日（月）～平成 27 年 2 月 13 日（金） ※ただし、応募数が少ない場合、募集期間を延長することもある。
選考方法	準備委員会にて検討後、推進本部において決定。
採用件数	予算の範囲内で採用する。

(2)－③ 冠事業（団体・企業等主催）

趣旨	市民とともに市制 10 周年を祝い、市の魅力を幅広く周知するため、各種団体や市民団体、企業等が例年実施し、かつ、市制 10 周年記念にふさわしい事業等に対し、 <u>印刷物や看板等へ冠の使用を認定する。</u>
対象事業	各種団体や市民団体、企業等が例年実施し、かつ、次のいずれかに該当するものを認定する。 (1) 市制 10 周年を市民とともに祝い、喜びを分かち合い、伊予市民であることに誇りをもてる事業 (2) 本市が有する長所と魅力を再発見し、そのことを市内外に発信する事業 (3) 地域の活性化に資する事業 (4) 市内のみならず、市外や全国との連携交流を促進する事業 (5) その他、市が特に適当であると認める事業 ただし、次のいずれかに該当するものは認めない。 (1) 公序良俗に反する事業 (2) 政治的、宗教的、思想的活動等を目的とする事業 (3) 営利を目的とする事業（市の振興に寄与すると認められる事業を除く） (4) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が関与している事業 (5) その他、市が適当でないと認める事業
事業実施期間	平成 27 年 4 月 1 日（水）～平成 28 年 3 月 31 日（木）
認定のメリット	・冠の使用 ・広報「いよし」、市ホームページでの周知、PR
申請方法	指定申請書に必要事項を記入し、事前に市へ提出する。
申請期間	平成 27 年 2 月 2 日（月）～平成 28 年 1 月 29 日（金）

(3) 広報・宣伝事業

趣旨	市の広報媒体等を使用して、市制 10 周年記念を市民に周知するとともに、マスコミや民間情報誌等にも紹介・掲載協力を依頼し、伊予市のPRを図る。
実施内容	(1) 広報「いよし」、市ホームページにおいて、特集記事や事業周知等を掲載 (2) 式典等で配布する記念誌を作成 (3) マスコミ、民間情報誌等への放送・掲載依頼 など
実施担当	主として広報担当部署（市総務企画課）

3 実施スケジュール

時 期 (月)		平成 26 年度					平成 27 年度												
		11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
準備委員会の開催																			
推進本部の開催																			
実行委員会の開催																			
記念式典の開催																			
記念特別事業	市民提案事業	アイデア募集																	
		開催																	
	市民協働事業	募集				(延長する場合あり)													
		開催																	
	冠事業	受付																	
		開催																	
広報・宣伝事業																			

